

令和2年度 森林税活用事業に係る予算要求について

森林政策課

1 森林税活用事業に係る予算要求の基本的な考え方

- 原則として、各事業について基本方針に記載された概算事業費（5年間）の範囲内で翌年度の予算を要求するものとする。（当年度末までの実績及び実績見込を加味）
- 各事業の成果目標の達成に向け、5年間を通じて計画的な事業実施に取り組むことが前提。
- 一方、森林税の効果的な活用のためには、事業の成果の検証等を通じて必要な制度の見直しを行うとともに、予算の柔軟な執行を図っていくことが重要。
- 第3期森林税活用事業の概算事業費（5年間）総額： 約40億円

2 令和2年度予算に向けた主な見直し項目

（1）みんなで支える里山整備事業【防災・減災】

- ・近年の執行状況を踏まえ、令和2年度以降の計画を再検討 → [資料5](#)

（2）里山整備方針作成事業

- ・補助事業を活用せずに里山整備方針を作成している市町村が想定以上にあり、全体として方針の作成が順調に進んでいることから、令和2年度以降は予算要求しない。

（3）地消地産による木の香る暮らしづくり事業

- ・「子どもの居場所」に限定せず、多くの県民が訪れる民間施設・公共スペースの木質化等に対象を拡充 → [資料7](#)

3 基本方針の変更

- ◎基本方針に記載のない事業を実施する場合は、基本方針を変更する必要がある。
- 2（3）の事業の拡充を行う場合、新規項目となるため、基本方針の変更が必要